

主な用語の定義

※1 「安全管理者」

常時 50 人以上の労働者を使用する一定の業種に属する事業所において安全装置等の設置や発生した災害原因の調査及び対策の検討などの安全に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

※2 「衛生管理者」

常時 50 人以上の労働者を使用する事業所において作業条件、施設等の衛生上の改善などの衛生に係る技術的事項を管理するため事業者から選任された人をいう。衛生管理者の免許を持っているか、あるいは医師の免許を持っているなどの一定の資格を有する人から選任することとなっている。

※3 「産業医」

健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置で医学に関する専門知識を必要とすることなど労働者の健康管理を行うために事業者から選任された医師をいう。

※4 「安全衛生委員会等」

安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会を総称して安全衛生委員会等という。

「安全委員会」とは、事業所における労働者の危険防止のための基本的対策など事業所の安全に関する事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるために置かれる機関をいう。その構成は、事業の実施を統括管理する人もしくはこれに準ずる人が議長となるほか、委員の半数は労働者の過半数を代表する者の推薦（労働組合がある場合には労働組合の推薦）によって事業者が指名した者によることとされている。

「衛生委員会」とは、事業所における労働者の健康の保持増進を図るための基本となる対策等事業所の衛生に関する事項について調査審議し、事業者に対して意見を述べるために置かれる機関。その構成は安全委員会と同様になっている。

「安全衛生委員会」とは、安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときに、それぞれの設置に代えて設けることができる機関をいう。委員の構成・調査審議の内容はそれぞれの委員会に準じている。

※5 「安全衛生推進者又は衛生推進者」

「安全衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、安全衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において安全管理者と衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため、事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

「衛生推進者」とは、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業所において、労働衛生に関する技術的事項（労働者数が 50 人以上の事業所において衛生管理者が管理している業務と同様の業務）を担当するため事業者から選任された人をいう。一定の資格（経験）を有する人から選任することになっている。

※6 「総括安全衛生管理者」

安全管理者や衛生管理者を指揮し、事業所の安全衛生管理を統括して管理する者で、その事業所の事業の実施を統括管理する者であり、選任義務は産業、規模により異なる。

※7 「リスクアセスメント」

事業場にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定、記録の一連の手順をいう。

※8 「ヒヤリ・ハット体験」

職場において、労働災害につながるような「ひやり」としたり、「はっと」したりした体験をいう。

※9 「労働安全衛生マネジメントシステム」

事業者が労働者の協力の下に、「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業所の労働災害の潜在的危険性を低減させ、事業所における安全衛生水準の向上に資する安全衛生管理の仕組みのことをいう。

※10 「一般定期健康診断」

労働安全衛生法の規定に基づき、事業者が一定の検査項目について、毎年定期的に行う健康診断をいう。

定期健康診断の代わりに人間ドック等を実施している場合であっても、法定の検査項目について、毎年定期的を実施していれば、名称にとらわれずに定期健康診断を実施したものとした。

なお、法定の検査項目は、次のものとなっている。(労働安全衛生規則第44条)

- ① 既往歴及び業務歴の調査
- ② 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③ 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- ④ 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤ 血圧の測定
- ⑥ 貧血検査
- ⑦ 肝機能検査
- ⑧ 血中脂質検査
- ⑨ 血糖検査
- ⑩ 尿検査
- ⑪ 心電図検査

※11 「深夜業」

深夜業(原則として午後10時から午前5時までの間にわたる業務をさす。勤務時間の一部でもこの時間帯にかかる場合は、深夜業があるとした。「深夜業に従事する労働者」とは、過去6か月間を平均して1か月当たり4回以上の深夜業勤務を行っている(た)労働者をいう。

※12 「6か月毎に行う定期健康診断」

深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対して、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期的を実施することが義務づけられている健康診断をいう。

※13 「自発的健康診断制度」

深夜業に従事する労働者が、事業者が行う健康診断のほか、自発的に健康診断を受診し、その結果を事業者に提出することができる制度をいう。

※14 「長時間労働者に対する医師による面接指導制度」

長時間の労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者について、その健康の状況を把握し、これに応じて本人に対する指導を行うとともに、その結果を踏まえた事後措置を講じるもの。

面接指導には、保健師による保健指導、チェックリストにより疲労蓄積度を確認すること、産業医による事業場に対する助言指導などを含む。

労働安全衛生法の改正により、脳・心臓疾患の発症を予防するために、平成18年4月1日(常時50人未満の労働者を使用する事業所は平成20年4月1日)から、①時間外・休日労働が1か月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者、②時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超える労働により疲労の蓄積が認められ又は健康上の不安を有している労働者、③事業場において定められた基準に該当する労働者、に対し、事業者は医師による面接指導等を実施することが義務づけられた。

※15 「時間外・休日労働時間」

休憩時間を除き、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間をいう。

1か月当たりの時間外・休日労働時間の算定は、次の式により行う。

1か月の総労働時間(労働時間数+延長時間数+休日労働時間数) - (計算期間(1か月間)の総暦日数/7) × 40

※16 「メンタルヘルス上の理由により退職した労働者又は休業した労働者」

メンタルヘルス不調※を原因として、以下の疾病により休業又は退職した労働者をいう。

- ① 症状性を含む器質性精神障害
- ② 精神作用物質使用による精神および行動の障害
- ③ 統合失調症、分裂病型障害および妄想性障害
- ④ 気分[感情]障害
- ⑤ 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
- ⑥ 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群
- ⑦ 成人の人格および行動の障害
- ⑧ 知的障害(精神遅滞)
- ⑨ 心理的発達の障害
- ⑩ 小児(児童)期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害、詳細不詳の精神障害

なお、メンタルヘルス不調※とは、精神および行動の障害に分類される精神障害や自殺のみならず、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含むものをいう。

※17 「安全衛生活動」

事業場が安全衛生を保持するために自ら実施する、以下のような活動をいう。

「安全パトロール」 事業所の全域あるいは単位作業場ごとに危険な施設、設備、機械や作業方法等を発見し、これを是正することにより安全を達成しようとする職場の巡視。

「危険予知活動」 職場の作業の状況の中にひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を、現場や作業の状況を描いたイラストシートを使ったり、現場で実際に作業をさせたりしながら、危険のポイントを確認して、行動する前に解決する訓練を行う災害防止活動。

「安全提案制度」 労働者が職場内における安全に関する措置改善等を提案し、必要な対策を講じる活動。

※18 「安全衛生教育」

労働者に対する安全及び衛生のための教育のことであり、新たに労働者を雇い入れた時、作業内容を変更した時や一定の危険又は有害な業務に労働者を従事させる場合等に行う教育をいう。